

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会設置規程

平成23年4月1日

規程 第 108号

(主 旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）設置規程第4条の規程に基づき、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 運営委員会は、委員20名以下とする。

(委 員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる物のうちから社会福祉法人三芳町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 三芳町ボランティア連絡会
- (2) 福祉施設・福祉団体関係者
- (3) 企業団体等関係者
- (4) 三芳町区長会
- (5) 三芳町民生・児童委員協議会
- (6) ボランティア活動に対して専門的学識がある者
- (7) 行政機関関係者（福祉・教育）
- (8) 三芳町社会福祉協議会理事
- (9) ボランティア活動に従事する者
- (10) その他、会長が必要と認めたもの

(役 員)

第4条 運営委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、会長が指名する。

2 委員長は会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長が職務を代行する。

(任 期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠員補充実より就任した委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(運営委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、年2回以上開催する。

2 運営委員会は、次の事項について協議し、必要な事項を会長に建議する。

- (1) 委員の研修に関する事
- (2) センター事業の企画立案に関する事
- (3) センターの事業計画・報告、予算・決算に関する事

- (4) センターの広報に関する事
- (5) 三芳町を“いいまち”にしよう！町民福祉活動助成金の審査に関する事
- (6) その他センター事業に関わる事項の事

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、センター内に置く。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。